

3. 事故繰越に関するFAQ

	質問	回答
1	申請内容について、渡航制限により昨年度と状況が同じだが、事故繰越できないのか。	事故繰越の申請はできますが、本年度の実施に向けてどのように調整したのか、代替措置を検討したのか等、昨年度との違いについて、記載例を参照の上、明記してください。
2	提出方法について、申請期間中に五月雨式で提出してもいいか。	原則、申請回毎に取りまとめでの提出をお願いしているところですが、件数が多くとりまとめに時間を要する場合は、五月雨式の提出で構いません。
3	最終〆切(2/10)以降の申請は認められないのか。	原則として認められませんので、締め切り後に事由発生が見込まれている場合は、事故繰越金額が確定していなくても、予め申請してください。 なお、やむを得ない事情により締め切り後に申請する場合、審査期間が確保できず、申請が困難となる場合がございますので、速やかに文部科学省へご連絡・相談ください。
4	甲年度から乙年度に事故繰越しをした経費について、乙年度から丙年度に再度、事故繰越しをすることができるか。	財務省より、「事故繰越しをした経費の再度の繰越しはできない」という見解が示されています(※)ので、事故繰越しが認められた場合、当該見解に十分に留意して経費の執行を行ってください。 なお、昨年度の事故繰越し課題(令和2(2020)年度課題を令和3(2021)年度に事故繰越しした課題)についても、同様の取扱いとなります。 ※「財務省 繰越ガイドブック」(令和2年6月P137 Q22 参照) https://www.mof.go.jp/policy/budget/topics/kurikoshi/r2guidebook/r2guidebook_all.pdf